議　　題

建設関係部課長会議

議題１　狭あい道路の拡幅整備に伴う道路後退用地について（碧南市提出）

【要旨】

碧南市では、平成２７年度より狭あい道路（道路管理幅員４ｍ未満の生活道路）整備促進事業として、後退用地の寄附を条件に官民境界の測量費用を全額補助し、狭あい道路の後退用地を取得しているが、寄附を受ける後退用地は、官民境界の中心線をもとに後退線を定めており、現況道路幅員の中心線とは必ずしも一致しておらず、後退後の用地においてトラブル（建築基準法に基づく後退用地内の工作物撤去など）となっている。

道路部局においては、この制度による後退用地の寄附が強制ではないことから、単発の用地としてしか確保できず、現況道路の中心から後退した用地との狭間で、道路が段差となる場合が生じ、一路線としての整備につながっていない。

また、建築部局においては、道路法の道路及び法定外道路にかかわらず、建築基準法第４２条第２項の規定により、現況道路の中心線から２ｍ後退して、建築物、工作物を建築していることが多い。

そこで、以下の点について、各市の状況をご教示ください。

（１）官民境界を確定した場合（個人測量含む）の道路中心線と現況道路の中心線が異なった場合、道路部局と建築部局との連携をどのようにしているか、ご教授いただきたい。

（２）一路線の道路において、過去に一方側で後退した用地（建築基準法による後退も含む）を個人で舗装（所有権は個人で、見た目は変らない）し、その後、対側側から建築相談があった場合の道路中心線の考え方についてご教授いただきたい。

（３）地目が用悪水路で、官民境界（公図）幅員では１．５メートル、現況幅員では１．８メートルの砂利道（一部私有地）の場合の道路後退の考え方についてご教授いただきたい。

（４）市道認定を受けた河川管理用道路で、現況幅員が１．８メートル以上４メートル未満の場合においての道路後退の考え方についてご教授いただきたい。

議題２　門型標識以外の大型標識の点検頻度について（豊田市提出）

【要旨】

本市では、国が策定したインフラ長寿命化基本計画（H25.11）に基づき、公共施設等総合管理計画（H29.3）を策定するとともに個別施設ごとの計画を策定中である。

その中で、道路附属施設の個別施設計画における門型標識は、道路法施行規則に基づき、5 年に 1 回の頻度で点検を実施するが、その他の標識については国が定める点検要領を参考に 10 年に 1 回の点検としている。

しかし、門型以外の大型標識（F 型、T 型等）についても、倒壊すれば交通等に大きな支障を及ぼすおそれがあり、門型標識と同様の点検頻度とすることが望ましいと考えている。

そこで、貴市における大型標識（F 型、T 型等）の点検について、標識の大きさ（支柱径や高さ等）で点検頻度を個別に定めていれば、その考え方をご教示いただきたい。

議題３　新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて（豊田市提出）

【要旨】

本市では、国土交通省道路局長通知（R2.6.5）及び愛知県建設局長通知（R2.6.9、R2.7.1）に基づき、愛知県と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するため、占用許可基準の緩和についての取扱いを定めた。

しかしながら、以下のとおり問題が生じていることから、各市の状況について、ご教示いただきたい。

＜豊田市の状況＞

①許可できる場所がほとんどない

・十分に広い歩道が少ない

・歩道内の視覚障がい者誘導ブロックが支障となる

・歩道内の車道側については、通行者との交錯が懸念される

②自転車及び歩行者の安全確保

・安全対策として交通誘導員がどのような場合に必要かの判断

③道路管理者（許可権者）への不満が出る

・許可条件に対し、全く緩和となっていないのではないかという苦情が出た

議題４　道路施設の破損復旧の対応について（稲沢市提出）

【要旨】

道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持、修繕し、一般交通に支障を及ぼさないように努める（道路法第４２条）中で、道路利用者が、ガードレール等の道路施設を損傷させた場合、当市においては、道路法第 22 条に基づき原因者に施工を命じる「原因者工事」で対応している。

しかし、復旧費用が高額の場合、原因者の理解を得るために相当な時間を要し、復旧が遅れるなど対応に苦慮しているところである。

そこで、各市において、道路法第 58 条に基づく「道路管理者が施工」し、 要した費用を、損傷させた原因者から「負担金として請求」する対応をされた事例があれば、ご教示ください。

（１）復旧に応じない不誠実な原因者の場合等により、道路管理者が代替施工し、その後、原因者へ負担金として請求した事例について

（２）原因者不明により、道路管理者が施工し、その後、原因者が判明したため、原因者に対して負担金として請求した事例について

（３）原因者不明の場合は最終的に道路管理者が復旧することになるが、原因者不明（過去に損傷あり）と直近原因者が混在している損傷事例の場合、道路管理者が一部負担した事例はあるか